



平成20年11月19日
公表資料

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成20年4月現在)

市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）は、児童家庭相談に応じ、必要な調査、指導等を行うこととされ、また、要保護児童については、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」として児童福祉法に位置づけられていることから、平成20年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会等の設置状況等を把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成20年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	791		
人口30万人以上	65	28,795,555 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	199	32,336,326 人	(25.3%)
人口10万人未満	527	27,988,016 人	(21.9%)
町	808	12,362,788 人	(9.7%)
村	193	925,065 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	19	25,585,663 人	(20.0%)
計	1,811	127,993,413 人	(100.0%)